

あきる野市自動体外式除細動器貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市内で開催される各種イベントにおいて、参加者が心停止状態に陥った際の救命活動に備えるため、各種イベントを主催する団体への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象イベント)

第2条 AEDの貸出しの対象となるイベントは、市内で開催され、市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他の各種イベント、祭典、式典、講習会等とする。

(対象団体)

第3条 AEDの貸出しの対象となる団体は、前条に規定する対象イベントを主催する団体とする。

(貸出しの条件)

第4条 対象団体は、AEDの貸出しを受けようとするときは、対象イベントの開催期間中、次の各号のいずれかの者を会場に配置しなければならない。

(1) 医師等の医療従事者

(2) 消防署その他による、AEDを使用した救命講習等を修了している者

(貸出期間)

第5条 AEDの貸出期間は、対象イベントの開催期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(費用の負担)

第6条 AEDの貸出しは、無償とする。

(貸出しの申請)

第7条 AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、当該AEDの貸出しを受けようとする日の3か月前から1週間前の日までにあきる野市自動体外式除細動器貸出申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(貸出しの承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、あきる野市自動体外式除細動器貸出承認書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(貸出中の管理等)

第9条 前条の規定によりAEDの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、AEDを常に良好な状態で保管し、AEDの特殊性に配慮した管理に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱説明書に従って適切に使用すること。

(2) 貸出しの承認を受けた目的以外に使用しないこと。

(3) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(実績報告)

第10条 使用者は、貸出期間が終了したときは、速やかにAEDを返却するとともに、あ

きる野市自動体外式除細動器使用実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの承認を取り消し、又は貸出しを中止し、AEDを返還させることができる。

（1） 使用者がこの基準に違反したとき。

（2） 使用の目的又は貸出しの条件に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償の義務）

第12条 使用者は、故意又は過失によってAEDを亡失し、破損し、又は消耗させた場合は、あきる野市自動体外式除細動器亡失等届出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、AEDを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（免責）

第13条 AEDの誤った使用による事故及び不具合による使用不能に対しては、市は一切の責めを負わない。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

あきる野市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

印

あきる野市自動体外式除細動器貸出申請書

自動体外式除細動器の貸出しを受けたいので、あきる野市自動体外式除細動器貸出基準第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

イベント等の名称	
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 場 所	
参 加 予 定 人 数	
資 格 者（注）	医師 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 救急救命士 ・ 講習修了者 氏名
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

（注） 資格者については、該当するものを○で囲み、証明書類（免許証又は講習終了証）の写しを添付してください。

第 号
年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市自動体外式除細動器貸出承認書

年 月 日付けで申請のあった自動体外式除細動器の貸出しについて、あきる野市自動体外式除細動器貸出基準第8条の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

イベント等の名称	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
特記事項	1 あきる野市自動体外式除細動器貸出基準を遵守すること。 2 貸出期間が終了したときは、あきる野市自動体外式除細動器使用実績報告書（様式第3号）を添えて速やかに返却すること。 3 パッドは、自動体外式除細動器を使用しないときは、開封しないでください。

あきる野市長 殿

使用者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

印

あきる野市自動体外式除細動器使用実績報告書

年 月 日付け 第 号により貸出しの承認のあった自動体外式除細動器の貸出期間が終了したので、あきる野市自動体外式除細動器貸出基準第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

イベント等の名称	
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 記 事 項	自動体外式除細動器を使用したときは、その状況等を記入してください。

年 月 日

あきる野市長 殿

使用者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

印

あきる野市自動体外式除細動器亡失等届出書

年 月 日付け 第 号により貸出しの承認のあった自動体外式除細動器の亡失等について、あきる野市自動体外式除細動器貸出基準第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

イベント等の名称	
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
亡 失 等 の 状 況	